

報告第14号

平成30年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

平成30年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

令和元年9月25日提出

芽室町長 手島 旭

### 平成30年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

| 項 目        | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|------------|---------|---------|
| ① 実質赤字比率   | —       | 14.00   |
| ② 連結実質赤字比率 | —       | 19.00   |
| ③ 実質公債費比率  | 3.7     | 25.0    |
| ④ 将来負担比率   | 8.5     | 350.0   |

\*実質赤字額及び連結実質赤字額はなし。

### 平成30年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 会計の名称      | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| 上水道事業会計    | —      | 20.0    |
| 公立芽室病院事業会計 | 15.5   | 20.0    |
| 簡易水道特別会計   | —      | 20.0    |
| 集落排水特別会計   | —      | 20.0    |
| 公共下水道特別会計  | —      | 20.0    |
| 地域開発事業特別会計 | —      | 20.0    |

\*公立芽室病院事業会計以外はなし。

平成30年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年8月22日審査に付された平成30年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり報告します。

令和元年9月12日

芽室町監査委員 富田明



芽室町監査委員 西尾一



芽室町長 手島旭様

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

#### (1) 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

#### (2) 資金不足比率

- ・ 上水道事業会計
- ・ 公立芽室病院事業会計
- ・ 簡易水道特別会計
- ・ 集落排水特別会計
- ・ 公共下水道特別会計
- ・ 地域開発事業特別会計

### 2 審査の期間

令和元年8月27日及び28日

### 3 審査の方法

平成30年度芽室町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を聴取し、審査の参考としました。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて適正に算定されていました。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認めました。

なお、審査に付された比率については次のとおりです。

## 2 健全化判断比率

(健全化判断比率)

(単位：%)

| 項 目           | 平 成<br>30 年度 | 平 成<br>29 年度 | 早期健全<br>化 基 準 | 財政再生<br>基 準 |
|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
| ① 実 質 赤 字 比 率 | —            | —            | 14.00         | 20.00       |
| ② 連結実質赤字比率    | —            | —            | 19.00         | 30.00       |
| ③ 実質公債費比率     | 3.7          | 4.4          | 25.0          | 35.0        |
| ④ 将来負担比率      | 8.5          | 2.6          | 350.0         |             |

※ ①及び②は、黒字のため比率は表示されません。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、対象となる一般会計の歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であることから、表示されていません。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、対象となる一般会計及び7特別会計並びに2事業会計の実質収支額の合計額が黒字であることから、表示されていません。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は、対前年度比0.7ポイント減の3.7%となり、早期健全化基準である25.0%を21.3ポイント下回っています。

単年度の実質公債費比率では、前年度に比べ0.40040ポイント上回っており、その要因は、比率の分子となる公立芽室病院に対する繰入金増加による地方債の準元利償還金(B)の増加及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)のうち、比率の分子・分母から除算される地方債の償還終了などですが、3か年平均では改善される結果となったものであります。

(実質公債費比率)

(単位：千円)

| 項 目                              | 金 額       |           |           |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
|                                  | 平成 30 年度  | 平成 29 年度  | 平成 28 年度  |
| 地方債の元利償還金(A)                     | 775,534   | 793,537   | 781,957   |
| 地方債の準元利償還金(B)                    | 323,316   | 296,104   | 343,568   |
| 地方債償還に充当される特定財源(C)               | 67,474    | 70,827    | 68,754    |
| 元利償還金・準元利償還金に係る<br>基準財政需要額算入額(D) | 769,754   | 781,710   | 833,269   |
| 標準財政規模(E)                        | 7,149,329 | 7,189,000 | 7,237,842 |
| ① (A + B) - (C + D)              | 261,622   | 237,104   | 223,502   |
| ② (E - D)                        | 6,379,575 | 6,407,290 | 6,404,573 |
| 実質公債費比率単年度(①/②×100)              | 4.10093   | 3.70053   | 3.48973   |
| 実質公債費比率<br>(3か年平均値)              | 3.7%      |           |           |
| 早期健全化基準                          | 25.0%     |           |           |
| 財政再生基準                           | 35.0%     |           |           |

## (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、平成30年度決算においても早期健全化基準の350.0%を大きく下回ってはいるものの、昨年度より悪化し、8.5%となりました。

この要因としては、比率の分子となる将来負担額(A)のうち、地方債現在高(a)における緊急防災・減災事業債(同報デジタル防災無線整備)及び補助・単独災害復旧事業等地方債の新規借入が増えたことによるもので、昨年度より悪化する結果となりました。

(将来負担比率)

(単位：千円)

| 項 目   | 金 額        |            |         | 前年度比   |
|---|------------|------------|---------|--------|
|   | 平成 30 年度   | 平成 29 年度   | 比較増減    |        |
| 将来負担額<br>(a+b+c+d+e+f+g+h=A)                | 12,781,973 | 12,230,017 | 551,956 | 104.5% |
| 当年度末一般会計等地方債現在額(a)                          | 9,445,647  | 8,809,377  | 636,270 | 107.2% |
| 債務負担行為に基づく支出予定額(b)                          | 392,101    | 432,542    | △40,441 | 90.7%  |
| 一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c) | 1,842,488  | 1,828,630  | 13,858  | 100.8% |
| 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)                  | 41,835     | 52,241     | △10,406 | 80.1%  |
| 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)                   | 1,059,902  | 1,107,227  | △47,325 | 95.7%  |
| 設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額(f)                  | 0          | 0          | 0       | —      |
| 連結実質赤字額(g)                                  | 0          | 0          | 0       | —      |
| 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)               | 0          | 0          | 0       | —      |
| 充当可能財源等(i+j+k=B)                            | 12,238,170 | 12,060,745 | 177,425 | 101.5% |
| 充当可能基金額(i)                                  | 3,537,331  | 3,581,745  | △44,414 | 98.8%  |
| 充当可能特定歳入額(j)                                | 166,060    | 199,330    | △33,270 | 83.3%  |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(k)                   | 8,534,779  | 8,279,670  | 255,109 | 103.1% |
| 標準財政規模(C)                                   | 7,149,329  | 7,189,000  | △39,671 | 99.4%  |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)                | 769,754    | 781,710    | △11,956 | 98.5%  |
| ① A - B                                     | 543,803    | 169,272    | 374,531 | 321.3% |
| ② C - D                                     | 6,379,575  | 6,407,290  | △27,715 | 99.6%  |
| 将来負担比率(①/②×100)                             | 8.5%       | 2.6%       | 5.9%    |        |
| 早期健全化基準                                     | 350.0%     |            |         |        |

健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率や将来負担比率の算定に係る地方債及び公営企業への繰出金、債務負担行為などの公債費に準ずる経費は、削減や先送りができないものであり、こうした経費の増大は各指標を悪化させ、結果として財政の弾力性が失われることとなります。

今後においても、新規地方債の抑制や公営企業に対する繰出金及び債務負担行為の適正化を図り、歳入に見合う歳出の確保により各指標の改善に努め、健全財政の維持を期待するものであります。

### 3 資金不足比率

(資金不足比率)

(単位：%)

| 会計名        | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| 上水道事業会計    | —      | 20.0    |
| 公立芽室病院事業会計 | 15.5   | 20.0    |
| 簡易水道特別会計   | —      | 20.0    |
| 集落排水特別会計   | —      | 20.0    |
| 公共下水道特別会計  | —      | 20.0    |
| 地域開発事業特別会計 | —      | 20.0    |

資金不足比率は、事業を行う2企業会計並びに簡易水道、集落排水、公共下水道及び地域開発事業の各特別会計の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であります。

病院事業会計は、一時借入金の減少により、比率の分子となる資金不足額が減となったものの、医業収益の減少により比率の分母となる事業の規模も減となったことから、昨年度と同様に資金不足比率が発生する結果となりました。

公立芽室病院においては、新・改革プランの着実な実行とアクションプラン15など様々な取り組みにより、より一層の歳入の確保と全般にわたる歳出の抑制による健全な事業運営を期待するものであります。

なお、その他の会計につきましては、資金不足は生じていないことから、比率は表示されていません。